

妙高市議会議員政治倫理条例

(目的)

**第1条** この条例は、市議会議員（以下「議員」という。）が市民から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、その信託にこたえるため、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

**第2条** 議員は、市民全体の代表者として、法を遵守し、市政にかかわる自らの役割と責務を自覚するとともに自ら研鑽を積み、良心及び責任をもって政治活動を行わなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(政治倫理基準)

**第3条** 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を守らなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 政治活動に関して、法人その他の団体から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に取り扱わせるよう措置すること。
- (4) 議員が行う寄附及びあいさつ状の頒布について公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定を遵守すること。
- (5) 市又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（以下「市等」という。）が行う工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約（以下「請負契約等」という。）に関して特定の業者のために推薦、紹介その他の有利な取り計らいをしないこと。
- (6) 市の職員（臨時職員等を含む。次号において同じ。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (7) 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、不当に関与しないこと。

(請負契約等に関する遵守事項)

**第4条** 次に掲げる者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市等が行う請負契約等を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

(1) 議員、議員の配偶者又は一親等の親族

(2) 前号に規定する者が経営し、又は役員に就いている法人

(調査の請求)

**第5条** 市民又は議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、市民にあつては法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者の連署、議員にあつては議員定数の6分の1以上の者の連署をもって、議長に対して政治倫理基準に違反する行為の存否の調査（以下「調査」という。）を請求することができる。

(政治倫理調査特別委員会の設置等)

**第6条** 議長は、前条の規定による調査の請求（以下「調査請求」という。）があつたときは、政治倫理調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置し、当該調査を付託しなければならない。

2 特別委員会の委員（以下「委員」という。）は、8人とする。

3 委員の任期は、調査が終了するまでとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(特別委員会の職務及び権限)

**第7条** 特別委員会は、付託された調査を行うため、当該調査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

2 特別委員会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

3 特別委員会は、対象議員又は関係者が第1項の規定による調査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長は、必要な措置を講ずるものとする。

4 特別委員会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(特別委員会の調査結果)

**第8条** 特別委員会は、議長が調査請求を受けた日から90日以内に、付託された調査を終え、議長に対してその調査結果及び意見を文書で報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に、当該報告に係る文書の写しを調査

請求した者の代表者及び対象議員に送付するとともに、当該報告の概要を市民に公表しなければならない。

(調査結果の尊重)

**第9条** 議長は、特別委員会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(議員及び議会の措置)

**第10条** 対象議員は、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要と認められる措置を講じなければならない。

2 議会は、対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

(議長職務の代行)

**第11条** 議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。